

島根県における消費者団体等のネットワーク化について

■ 1. 国の考え方

平成27年3月 消費者庁「第三期消費者基本計画」
⇒消費者団体活性化が消費者行政推進に重要
消費者庁「地方消費者行政強化作戦」
⇒適格消費者団体の空白地域(ブロック)解消
平成27年8月 消費者委員会「消費者行政における新たな官民連携の在り方に関する調査報告」
⇒消費者政策として、行政の公助、消費者個人の自助、中間団体の共助の連携が重要。

■ 2. 島根県のこれまでの動き

平成25年3月 島根大学「消費者団体活動の充実に関する調査研究報告書」
⇒消費者団体活性化のためにネットワーク化を提言
平成28年3月 第四期島根県消費者基本計画
⇒消費者団体ネットワーク化の推進を掲げる
平成29年度 消費者団体等ネットワーク化調査検討事業
⇒山陰経済経営研究所へ委託実施

■ 3. 消費者団体等ネットワーク化調査検討業務報告書（平成30年3月／山陰経済経営研究所）の概要

【調査先】

市町消費者問題研究会（消問研）	17
法律系専門団体.....	3
大学（キャンパス）.....	3
その他の消費者団体.....	4
他県県庁及び広域消費者団体.....	6

★調査結果概要

- 高齢化や後継者不足、活動の固定化などの課題を抱えている消問研が多い。
- 消問研は、団体間連携の必要性を感じている一方で、負担が増えることに対する懸念がある。
- 法律系専門家などは、知識・能力を地域のために役立てたいと考えており、適格消費者団体への意欲を持つ人もいる。
- 他県では、専門家を含めたネットワーク組織で効果を上げている事例がある。

★ネットワークの必要性

- 地域の消費者問題解決力向上のために、ネットワーク化を図ることが有効である。
- ネットワーク組織には、消費者団体や専門家を「繋げる」、互いの強みを生かし弱みを「補う」、活動内容の充実や高度化を通じて消費者活動を県内に「広げる」という三つの機能が求められる。

「繋げる」「補う」「広げる」

★島根県における可能性

- 【活動内容】①団体間の交流、②事業者へのアプローチ、③行政へのアプローチ、④社会へのアプローチ
- 【構成メンバー】消費者団体、生協、法律系専門家、業界団体、金融機関、報道機関など幅広く考える。いずれは法人格を取得することが望ましい。島根県外との連携も検討の余地がある。
- 【事務局体制】一定規模の団体が中心的な役割を担い、他の個人・団体が助力する形態が現実的。
- 【活動資金】会費と行政の委託・補助事業等を中心に、収益事業の可能性も検討。

→ 中長期的には適格消費者団体化の可能性

消費者団体を応援するソウ!



■ 4. 平成30年度島根県事業 ⇒ 消費者団体等への報告とネットワーク化の働きかけ準備組織立ち上げのための技術的支援

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室